

教職員と生徒・保護者等との電話及び電磁的連絡手段に関する規程

第1条 教職員と生徒・保護者等との電話及び電磁的連絡手段（以下「連絡手段」という）に係る取扱いは、この規程の定めるところによる。

第2条 教職員と生徒・保護者等との連絡手段

- (1) 固定電話、携帯電話、スマートフォン、パソコン等を利用した通話や電子メール
- (2) LINE 等の通話アプリケーション
- (3) 安心安全メール、Google Workspace、Classi 等の校務・授業支援システム
- (4) その他、教職員と生徒・保護者等との間の連絡を仲介するもの

第3条 連絡先の取得及び提供に関する事項

- (1) 教職員は連絡先を取得した場合、別紙様式「生徒・保護者等の連絡先取得一覧」に必要事項を入力する。管理職は入力状況を確認し、掌握する。
- (2) 連絡先を取得する対象は、教育活動を行う生徒とその保護者、PTA役員等に限る。該当以外で業務上の必要性から連絡先を取得した場合は、教頭に申し出る。
- (3) 生徒の連絡先を取得する場合、または生徒に職員自身の連絡先を提供する場合は、原則として保護者に知らせる。

第4条 連絡に係る取扱いの事項

- (1) 教職員と生徒・保護者等との連絡は、授業や学校行事、部活等、業務上必要な場合に限る。
- (2) 教職員は生徒・保護者等との間で、私的な連絡を行わない。生徒・保護者から私的な悩みなどの相談があった場合は、電話及び電磁的連絡手段を使用せず、学校において直接面談し、その内容については学年で共有する。
- (3) 連絡を行う時間帯は、原則として平日の午前8時から午後4時30分とする。それ以外の時間帯でのやり取りは、緊急性のあるものに限る。
- (4) 連絡先の情報を、第三者へ公開及び提供しないこと。また、流出することのないよう安全管理対策を講じる。教職員は連絡先の情報が不要となったときは、速やかに削除し、管理職に報告する。

第5条 本規程の内容については、必要に応じて適宜見直しを行う。

附 則 令和6年9月1日より施行する。